

**食育推進計画を見直すため
みなさんからご意見を募集します**

「半田市食育推進計画」の見直しにあたり、みなさんからのご意見を計画に反映するため、計画(案) に対する意見募集を行います。

半田市食育推進計画とは、半田市の基本理念である「楽しく食べて育む 元気なこころからだ」を実現するために、食育基本法第18条に基づく市町村食育推進計画として位置付けられ、国の「食育基本法」「食育推進基本計画」や、県の「あいちいきいきプラン」を基本とした推進計画です。目標年度である平成38年度までの基本方向や具体的な施策を策定するものです。

第2次半田市食育推進計画(案)

■計画期間

平成29年度～平成38年度(10年間)

■食育の取組

- ①食を通じて健康な体をつくります
- ②食を通じて豊かな心を育みます
- ③食を通じて環境に優しい暮らしを築きます
- ④食育を広めます

**意見の提出(資料の閲覧)
期間・場所**

■提出(閲覧)期間

1月6日(金)～31日(火)

■提出(閲覧)場所

半田市役所(1階市政情報コーナ

1、3階経済課)、保健センター、雁宿ホール、市民交流センター、図書館(本館・亀崎)、各公民館、青山記念武道館、市ホームページ

■意見の提出方法

意見を所定の様式に記入のうえ、閲覧場所に設置の投函箱へ直接提出するか、次の方法でご提出ください。

◇郵送 〒475-8666

半田市東洋町2-1

経済課

◇FAX 253255

◇Eメール keizai@city.handa.

ig.jp

※意見提出要旨は、閲覧場所にあります。また、市ホームページからダウンロードできます。

※個別の回答はしません。

※賛否・結論だけを示したものとや計画と直接関係がないもの、住所・氏名の記入のないものについては受付できません。

■問い合わせ

経済課 ☎0636

保健センターからのお知らせ ☎84-0646

危険ドラッグの本当の怖さを知っていますか? 【相談先】愛知県半田保健所 ☎21-3342
危険ドラッグは「買わない!!」「使わない!!」「関わらない!!」

危険ドラッグってどんなもの?

危険ドラッグとは、麻薬や覚醒剤など法律で規制されている物質の構造を一部変えた薬物を植物片等に添加したものです。危険ドラッグは、合法ハーブ、アロマ、お香などと称して店舗やインターネットで売られていることがあります。また、「リキッド」や「パウダー」と称して売られているものもあります。これらは、香りを楽しむための「お香」や、料理などに使われる植物の「ハーブ」とは全く違い、大変危険なものです。

体にどんな影響がある?

危険ドラッグの使用(依存性あり)により、嘔吐、意識がもうろうとする、幻覚、呼吸困難、けいれんなどの重大な健康被害を引き起こし、場合によっては死亡することもあります。

禁止・処罰について

危険ドラッグの中には、指定薬物など法律で規制されている物質が含まれていることがあり、使用することはもちろん、購入、譲り受け、所持するだけで逮捕され、懲役または罰金に処されることがあります。

献血のお知らせ

■日時 1月28日(土)10時～16時
■主催 半田市赤十字奉仕団

■場所 パワードーム半田
※400ml献血を行います。

【1月の各種相談】 ※保健センターの駐車場が混雑している場合は、市役所または半田病院駐車場をご利用ください。

こころの保健室 (場所:保健センター)	相談(予約制) ※訪問や電話でも 対応可 1人40分程度	【臨床心理士】 6日(金)	10時～	「疲れやすい」「気持ちが沈みがち」など、こころがすっきりしない時に利用してください。ご家族の相談もできます。
		【保健師】 11日(水) 18日(水) 25日(水)	13時30分～	